### 緊急事態措置再延長に伴う対策 (概要)

### 1 緊急事態措置の再延長期間

6/1(火)  $\sim 6/20$ (日) [20日間]

#### 2 飲食店等への要請の継続

- ・酒類及びカラオケ設備の提供の禁止。提供する飲食店等への休業要請
- ・酒類及びカラオケ設備を提供しない飲食店等への 20 時までの営業時間短縮 を要請
- ・飲食店等への酒類の持ち込み禁止の要請

#### 3 施設の使用制限の継続

#### (1) 多数利用施設(※1)

#### 「床面積 1,000 ㎡超]

- ○20 時までの営業時間短縮を要請
- ○県独自に次の対策を実施
  - ・土日の休業を要請

(但し、運動施設、博物館・美術館を除く[イベント関連施設との均衡])

- ・現行の協力要請(19時までの営業時間短縮)は行わない。
- ○入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を要請

#### [床面積 1,000 ㎡以下]

- ○入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止の要請
- ○20 時までの営業時間短縮を協力依頼
- (※1)生活必需物資(食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料、<u>化粧品</u>等)の小売関係を営む店舗を除く

## (2) イベント関連施設(※2)

- ・イベントの開催制限を適用(「5,000人かつ収容定員50%以内」)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備の使用禁止を要請

## [床面積 1,000 ㎡超]

・イベント開催の場合は 21 時までの営業時間短縮を要請(イベント開催 以外の場合は 20 時までの営業時間短縮を要請)

# [床面積 1,000 ㎡以下]

- ・イベント開催の場合は 21 時までの営業時間短縮を要請(イベント開催 以外の場合は 20 時までの営業時間短縮を協力依頼)
- (※2)映画館等を劇場と同様イベント関連施設として整理

# 4 イベントの開催制限の継続

- ・人数上限 5,000 人、かつ、収容定員 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請
- ・21 時までの営業時間短縮を要請